2015年(平成27年)7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

災害に係る通信,出動命令等の消防指令業務並びに法令,条例等に基づく届出の受理及び検査事務に係る個人情報を目的外に提供することについて(答申)

2015年(平成27年)6月18日付けで諮問(第750号)された災害に係る通信,出動命令等の消防指令業務並びに法令,条例等に基づく届出の受理及び検査事務に係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

### 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

## (1) 諮問に至った経過

平成27年5月25日付けで,横浜地方裁判所裁判所書記官から,民事訴訟法第226条の規定に基づき,送付嘱託書として消防局警防課通信指令担当で保有する119番通報内容の記録,南消防署で保有する救急活動報告書及び警戒・その他災害部隊活動報告書の情報の照会がなされた。

民事訴訟法第226条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず,実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため,横浜地方裁判所裁判所書記官に119番通報内容の記録,救急活動報告書及び警戒・その他災害部隊活動報告書の情報を目的外提供することについて,藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

# (2) 通報内容を目的外に提供することについて

### ア 目的外に提供する個人情報

平成25年市内路上で生じた交通事故に関する以下の情報以下の情報に含まれる対象者は,原告,被告,原告の友人

- (ア) 119番入電時の通報内容を含む音声記録データ (事務の名称 災害に係る通信,出動命令等の消防指令業務 警防課)
- (イ) 救急活動報告書(第7号様式)について
  - (事務の名称 法令,条例に基づく届け出の受理及び検査 南管理課)
  - (a) 出場番号1351(原告の救急活動報告書)に記載の全て。
  - (b) 出場番号1058(原告友人の救急活動報告書)に記載のうち,氏名, フリガナ,住所,生年月日,年齢,性別,国籍,住居区分,職業,年齢区 分,初診時傷病名,収容機関に関する医療機関名を除いたもの。
- (ウ) 警戒・その他災害部隊活動報告書について(被告の一部情報を含む) 活動状況欄に記載の事故車両に関する情報を除いたもの。
- イ 目的外に提供する相手方 横浜地方裁判所裁判所書記官
- ウ 目的外提供の根拠規定 民事訴訟法第226条
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
  - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は,民事訴訟法第226条に基づくものである。

民事訴訟法第226条は「書証の申出は,第219条の規定にかかわらず, 文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立てすることができ る。」としており,その嘱託に応じなければならない拘束力はない。

しかし,本件照会は,正当な請求権を有した横浜地方裁判所裁判所書記官によって行われるものであり,受け取った情報について守秘義務が課せられている。また,裁判の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の文書送付嘱託の具体的な必要性について横浜地方裁判所裁判所書記官に問い合わせたところ、119番通報記録から「1点目に,被告が従前から、自分が119番通報をしたとの発言を繰り返しているため、119番通報をした人物が原告なのか被告なのかの確認をしたい。2点目に、原告と消防局の通話内容を聞くことで、事故現場での救急活動や警察等の活動について把握し、発煙筒の有無や警察官の存在について確認したい。3点目に、路上に原告が立っていたのは、事故により倒れていた友人Aについて、頭を打った可能性があるならその場から動かさないようにとの指示を受けているか否かを確認したい。指示があったとすれば路上に原告がいた根拠になるため。」とのことであった。また、救急活動報告書及び警戒・その他災害部隊活動報告書から「事故現場の明るさや警察等の人数の把握、搬送中における原告の傷害程度を明らかにしたい。また、被告の様子について救急活動報告書に記録があれば民事裁判においても証拠としたい。」とのことであった。本件の目的外提供する個人情報は、災害に係る通信、出動命令等の消防指

本件の目的外提供する個人情報は,災害に係る通信,出動命令等の消防指令業務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案し

た結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は,裁判執行のために行うものであり,救急活動報告書及び警戒・その他災害部隊活動報告書の照会者である横浜地方裁判所裁判所書記官に本人通知(原告・被告・原告の友人)することについて,当該個人情報の帰属者に支障がないことを確認したため,本人通知を行う。

## (4) 提出書類

- ア 送付嘱託書,文書送付嘱託申立書
- イ 119番通報記録
- ウ 救急活動報告書
- エ 警戒・その他災害部隊活動報告書
- 才 個人情報取扱事務届出書

## 3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論のとおりの判断をするものである。

本件照会は,正当な請求権を有した横浜地方裁判所裁判所書記官によって行われるものであり,本件照会の具体的必要性については,「1点目に,被告が従前から,自分が119番通報をしたとの発言を繰り返しているため,119番通報をした人物が原告なのか被告なのかの確認をしたい。2点目に,原告と消防局の通話内容を聞くことで,事故現場での救急活動や警察等の活動について把握し,発煙筒の有無や警察官の存在について確認したい。3点目に,路上に原告が立っていたのは,事故により倒れていた友人Aについて,頭を打った可能性があるならその場から動かさないようにとの指示を受けているか否かを確認したい。指示があったとすれば路上に原告がいた根拠になるため。」とのことである。また,救急活動報告書及び警戒・その他災害部隊活動報告書から「事故現場の明るさや警察等の人数の把握,搬送中における原告の傷害程度を明らかにしたい。また,被告の様子について救急活動報告書に記録があれば民事裁判においても証拠としたい。」とのことである。

また,実施機関では,当該情報が災害に係る通信,出動命令等の消防指令業務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上